

9月19日(日)は、桜川市議会議員 一般選挙の投票日です

桜川市議会議員の任期が、9月23日をもって満了となります。
それに伴い、9月19日(日)に、桜川市議会議員一般選挙を行います。
市民の皆様一人ひとりが、自由な意思で責任ある一票を投票しましょう。

- 投票日：9月19日(日)
- ・投票時間／7時～18時
- ・投票所／市内40か所
- 告示日：9月12日(日)
- 立候補の受付
- ・受付時間／8時30分～17時
- ・場所／市役所大和庁舎 3階会議室
- 立候補予定者説明会
- ・期日／8月24日(火) 13時30分
- ・場所／大和中央公民館 2階大会議室
- ※「立候補の手引き」代金1,000円をご持参ください。
- 立候補予定者書類事前審査
- ・期日／9月6日(月) 10時
- ・場所／大和庁舎3階会議室
- 選挙すべき定数
- ・市議会議員／22人
- 開票所(選挙会)
- ・開票開始時間／20時予定
- ・場所／大和ふれあいセンター「シトラス」

■投票のできる方

桜川市に住所を有する満20歳(平成2年9月20日生まれまで)以上の日本国民で、平成22年9月11日現在の選挙人名簿に登録されている方。また、他の市町村から転入された場合は、平成22年6月11日までに転入届をし、住民基本台帳に登録されている方。ただし、選挙人名簿に登録されていない方も投票日までに他の市町村に転出された方は、投票ができません。

仕事や旅行、入院等で投票日に投票所にいけない方のための投票制度

1. 期日前投票制度

投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。
・期日前投票期間 9月13日

2. 不在者投票制度

■病院や施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入所されている方は、その病院や施設で投票することができますので、病院長や施設長に申し出てください。

■他市町村での不在者投票

長期の出張や長期滞在などで選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができますので、桜川市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定以上の要件に該当する場合は、自宅などで郵便投票をすることができます。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

※郵便投票の請求は、9月15日(水)までに本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。

不在者投票期間 9月13日(月)～9月18日(土)

■選挙公報の発行

選挙公報は、新聞折り込みで各戸に配布いたします。お手元に届かない場合は、市役所各庁舎においてありますので請求してください。

■問合先／桜川市選挙管理委員会 市役所総務課内 ☎58-5111・75-3111 内線1216、1217

■明るい選挙の推進

政治家や候補者が選挙区内のある者に寄付をすると処罰されます。また、有権者が寄付を求めてもいけません。また、候補者が親戚以外の葬式に花輪を出すこともできません。ただし、香料は本人が出席した場合は認められています。

お金のかからないクリーンな選挙のために「贈らない・求めない・受け取らない」の「3ない運動」を守りましょう。